

大口使用者特別制度 （個別需給給水契約） のご案内

上里町上下水道課

大口使用者特別制度とは (個別需給給水契約)

●当町の浄水場給水能力の範囲内で、水道使用状況に応じて個別に設定される「基準水量」を超えて使用された場合、超過部分の水道料金を低額な料金単価で提供させていただく制度となります。

ただし、下限の水量として設定される「みなし水量」に達しない場合、みなし水量分の水道料金のお支払いが必要となります。

※申請（契約）は任意となりますので、以下の制度内容・要件等をご理解いただき、十分ご検討の上で当制度をご利用ください。

適用の要件

●本契約の締結には、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①当町の水道を3年以上継続して使用していること。
- ②過去3年度間、通年で $1,000\text{m}^3$ ／1か月の使用実績が最低1年間（年度、暦年を問わず）あること。
- ③工場用、営業用であること。
一般住宅（集合住宅含む）、福祉施設、社員寮、公共施設は対象外。
- ④料金の滞納が無いこと。

基準水量等の算定・運用

●基準水量、みなし水量などは次の通りです。

（算定）

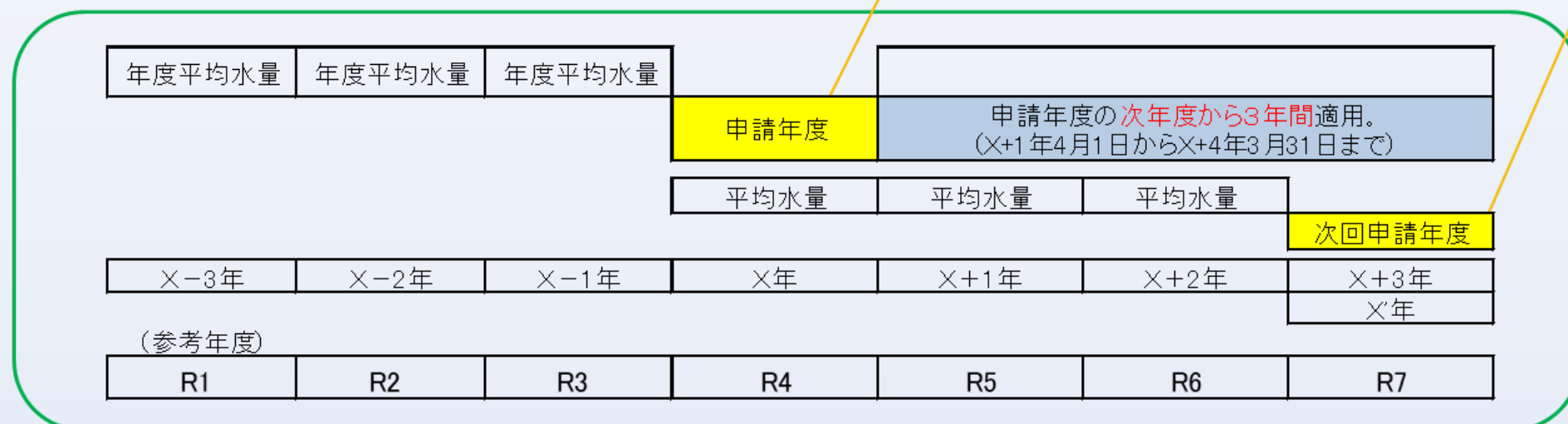
- ①基準水量は、直近3年度間の平均年水量を12か月で除し、使用実績年数に応じた係数を乗じる（単位： m^3 ／月）。
- ②みなし水量は、直近3年度間の最低年水量を12か月で除し、係数0.80を乗じる（単位： m^3 ／月）。
- ③直近3年度間の期間中、 $1,000\text{m}^3$ ／月（ $2,000\text{m}^3$ ／2か月）の使用実績が無い年度は算定から除外する。
- ④直近3年度間中、漏水認定された場合は、その調定分を除外した年度の水量を使用する。
- ⑤算定後の水量から 100m^3 未満は切り捨てる。

（運用）

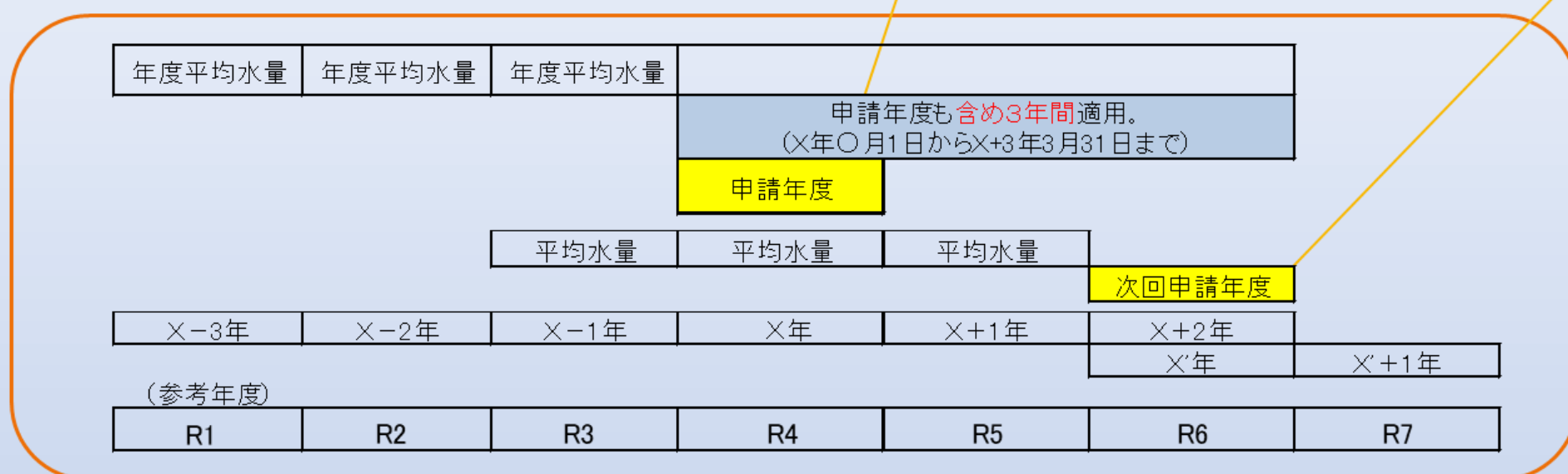
- ⑥基準水量を超える使用分は『 $94\text{円} / \text{m}^3$ 』（基準水量該当単価の半額）となる。
- ⑦契約期間は3年度間で、期間満了の1か月前までに解除の申し出がないときは契約を自動更新する。年度期間中から適用する申請の場合は、申請年度を1年目として起算する。
- ⑧契約期間中に漏水認定された調定分には適用しない。

申請年度・適用期間

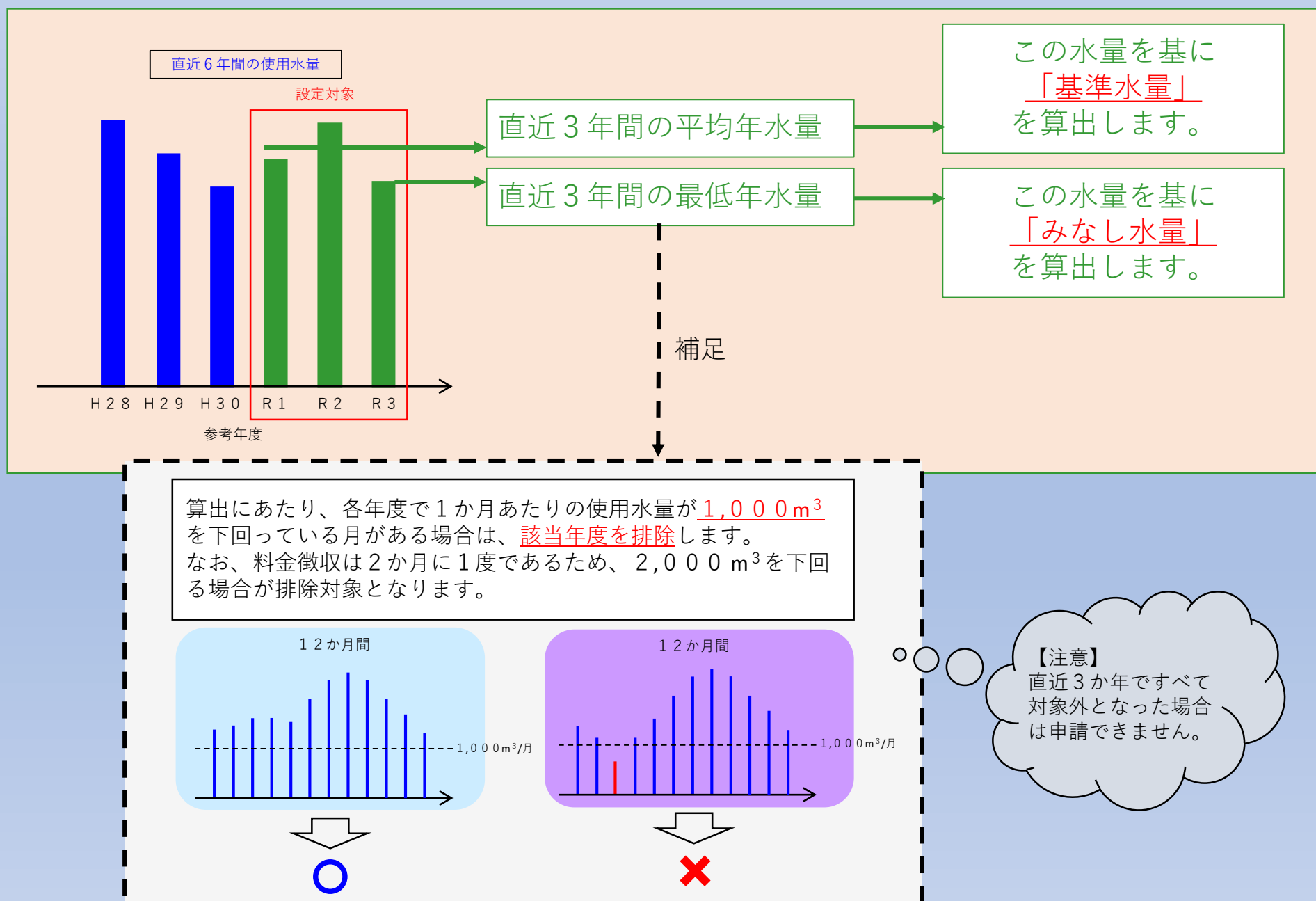
【申請年度の翌年度から適用の場合】



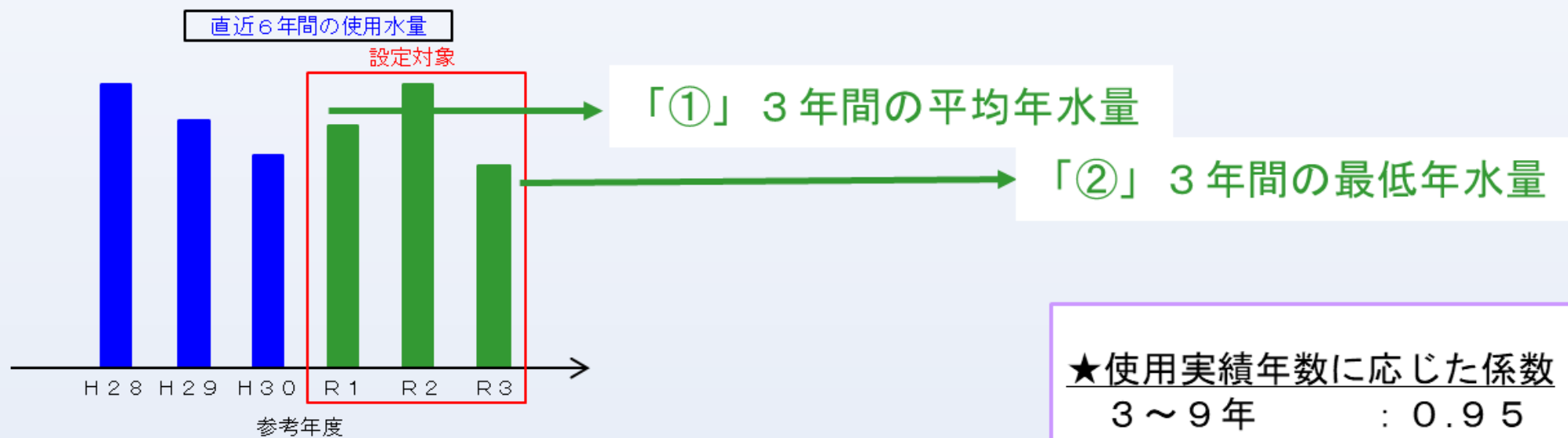
【申請年度中から適用の場合】



基準水量・みなし水量の規定



基準水量とみなし水量の算出方法



★使用実績年数に応じた係数

3～9年	: 0.95
10～19年	: 0.90
20～29年	: 0.85
30年以上	: 0.80

【基準水量の設定】

- ・ ①の水量を12か月で割ります。
①が16,800m³/年の場合
 $16,800 \div 12 = 1,400 \text{ m}^3/\text{月}$
- ・ 次に使用実績年数に応じた係数を乗じる。
使用実績が11年（係数が0.90）の場合
 $1,400 \times 0.9 = 1,260 \text{ m}^3/\text{月} \Rightarrow 1,200 \text{ m}^3/\text{月}$

→算出した「1,200m³/月（2,400m³/2か月）」が基準水量となります。

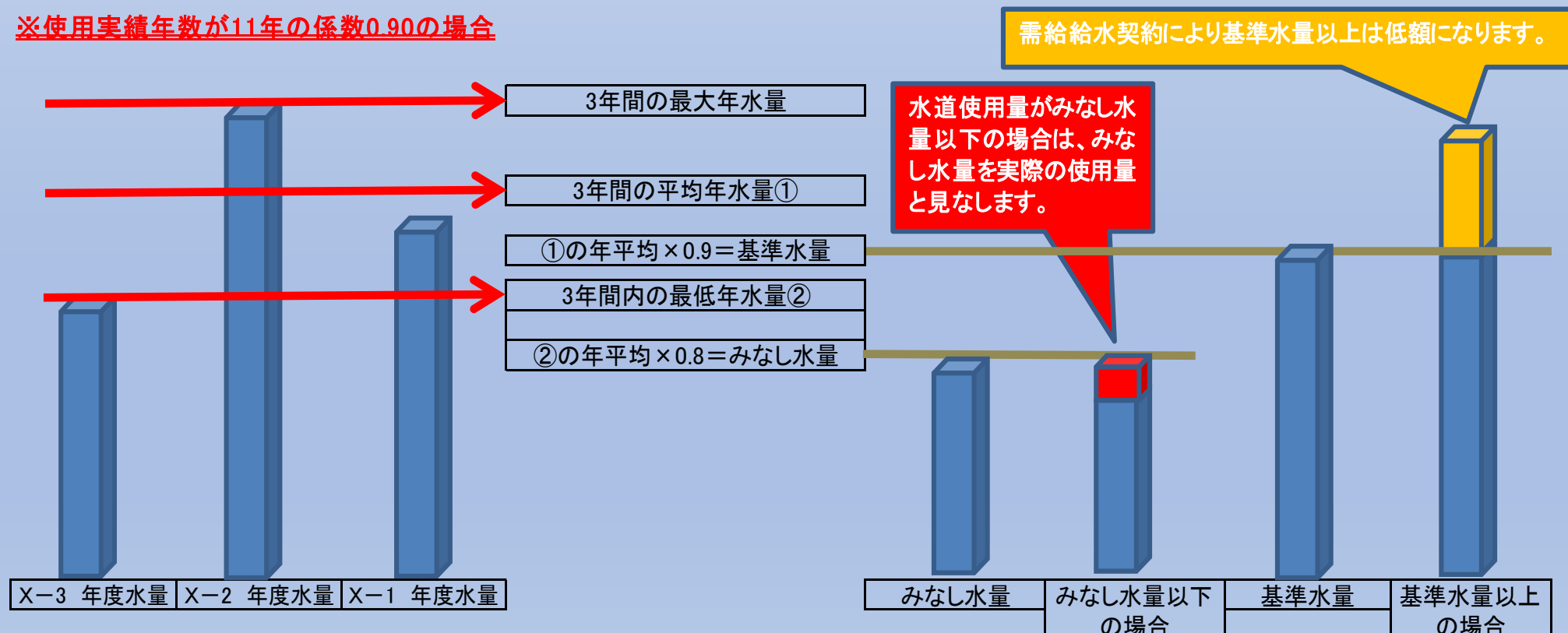
【みなし水量の設定】

- ・ ②の水量を12か月で割り、係数0.8を乗じる（みなし水量を算出する場合は係数0.8を乗じる）。
②が14,400m³/年の場合
 $14,400 \div 12 \times 0.8 = 960 \text{ m}^3/\text{月} \Rightarrow 900 \text{ m}^3/\text{月}$

→算出した「900m³/月（1,800m³/2か月）」がみなし水量となります。

基準水量とみなし水量の位置づけ

※使用実績年数が11年の係数0.90の場合



具体的な水道料金の計算例

例) 口径75mm 使用期間6年(係数0.95)
直近3年間の平均年水量 …25,872^m₃
直近3年間の最低年水量 …22,508^m₃

★使用実績年数に応じた係数	
3～9年	: 0.95
10～19年	: 0.90
20～29年	: 0.85
30年以上	: 0.80

※基準水量 = $25,872 \div 12 \times 0.95 = 2,048 \Rightarrow 2,000\text{m}^3/\text{月}$

※みなし水量 = $22,508 \div 12 \times 0.80 = 1,500 \Rightarrow 1,500\text{m}^3/\text{月}$

使用水量4,644^m₃/2か月 → 2,322^m₃/月

基本料金50^m₃まで11,200円 超過料金188円/^m₃ 基準水量超過料金94円/^m₃

計算: $11,200\text{円} + (2,000 - 50) \times 188 + (2,322 - 2,000) \times 94 + 790 = 408,858\text{円}/\text{月}$

$408,858\text{円}/\text{月} \times 2 \times 1.1 = 899,487\text{円}/2\text{か月}$

【1請求分削減額】966,077円(通常料金) - 899,487円 = 66,590円/2か月

【1年請求分削減額】66,590円/2か月 × 6 = 399,540円/年

注◎あくまで計算例です。実際には2か月に1回の検針時水量を基に計算します。そのため、「みなし水量」を下回る月が発生した場合は、お支払いいただく水道料金は増額(負担増)となります。

契約の変更・解除

●本契約は3年度間の契約です。基準となる水量を3年度間使用し、解除の申出がない場合、期間満了時に自動更新となります。ただし契約期間中、次の場合は契約内容を変更することができます。

- ①使用実績年数に応じた係数の変更がある場合。
- ②見直しの申込みがあった場合。

●次の場合は解除となります。

- ①本契約の「適用の要件」を満たせなくなった場合。
- ②申込者の都合により解除の申出があった場合。

お申し込みについて

●個別需給給水契約申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。窓口(役場庁舎2階)もしくは郵送でのお申し込みも可能です。

お問い合わせ先

〒369-0392

埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518

上里町上下水道課 業務係

TEL: 0495-33-4161 FAX: 0495-33-4198

上里町水道事業給水条例（抜粋）

（個別需給給水契約）

第26条の2 管理者は、別に定める要件のいずれにも該当する使用者と個別に需給給水契約（以下「個別需給給水契約」という。）を締結することができる。

2 前項に掲げるもののほか、個別需給給水契約に関する契約の手続、料金の算定方法、並びにその他必要な事項は、管理者が別に定める。

上里町水道事業の個別需給給水契約に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、上里町水道事業給水条例（平成10年上里町条例第11号。以下「条例」という。）第26条の2の規定に基づき、同条第1項に規定する個別需給給水契約（以下「契約」という。）における必要な手続に関し定めるものとする。

（適用対象者）

第2条 契約を締結できる者（以下「契約者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次条に規定する申込みの日において、当該水道を3年以上継続して使用していること。

(2) 次条に規定する申込みの日の属する年度から前3年度間（以下「基準期間」という。）において、当該水道に係る使用水量が通年で1か月あたり1,000立方メートル以上（2か月あたり2,000立方メートル以上）ある年が1以上あること。

(3) 当該水道の用途が、工場用、営業用であること。

(4) 料金及び下水道に係る使用料を滞納していないこと。

（契約の申込み）

第3条 契約の申込みをしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）に個別需給給水契約申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

（契約の締結）

第4条 管理者は、前条の規定による、個別需給給水契約申込書の提出があったときは、当該申込書を審査の上、契約を締結するものとする。

2 契約の方式については、契約書の取り交わしに替えて、当該契約の相手方に個別需給給水契約決定通知書（様式第2号）を交付することにより行う。

（契約の期間）

第5条 契約期間は、契約締結日からその日の属する年度を1年目と起算して3年目の3月31日までとする。

2 期間満了日の1か月前までに契約者から解除の申出がないときは、契約を更新し、3年間の契約延長をすることができる。

（基準水量の計算）

第6条 基準水量は、基準期間の平均使用水量に、使用実績年数に応じた係数を乗じた数値（別表）を基準水量とする。ただし、算定した水量に100立方メートル未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(1) 基準期間における、当該水道に係る使用水量が1か月あたり1,000立方メートル以上（2か月あたり2,000立方メートル以上）ない使用水量は平均使用水量に含めない。

(2) 当該水道について、基準期間中に漏水が認定されている使用水量は算定対象外とすること。

(3) 基準水量は、原則として3年度間継続して適用するものとする。ただし、基準水量の見直しを希望する場合は、基準水量見直し申込書（様式第3号）を提出することにより申し出ることができる。

2 みなし水量は、基準期間における年平均最低使用水量に、係数0.8を乗じて算出した水量をみなし水量とする。ただし、算定した水量に100立方メートル未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

3 基準水量及びみなし水量の計算は、第5条第2項に規定する契約の更新においても準用するものとする。この場合において、この条中「基準期間」とあるのは「更新による契約期間の初日の属する年度から前3年度間」と読み替えるものとする。

（料金の算定方法）

第7条 個別需給給水契約者の料金の算定方法については、次のとおりとする。

(1) 基準水量を超える超過料金は1立方メートルあたり条例第26条の規定による超過料金の水量単価の半分とする。

(2) みなし水量以下のときは、みなし水量に条例第26条の規定による料金を適用する。

（算定の適用）

第8条 前条の規定は、第4条に規定する契約締結日以後最も近いメーターの点検が行われた日から始まる使用期間分からの料金の算定に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、上里町水道料金及び下水道使用料の漏水減免措置に関する規程（平成28年4月1日上下水道事業管理訓令第2号）第8条の規定に基づき認定された調定については適用しないものとする。

（契約の解除）

第9条 管理者は、契約者が第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき、その他管理者が別に定める要件に該当することとなったときは、契約を解除することができる。

2 契約締結後に、契約者から解除の申出があったときは、その適用終了決定日以前最も近いメーターの点検が行われた日までの適用をもって契約を解除する。

（その他）

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

使用実績年数に応じた係数	
3～9年	0.95
10～19年	0.90
20～29年	0.85
30年以上	0.80

個別需給給水契約申込書（新規・解除）

上里町上下水道事業管理者

年 月 日

(申請者)
住所
氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

個別需給給水契約について、上里町給水条例及び個別需給給水契約規程を了承の上、下記のとおり申し込みします。

お客様番号	
契約者氏名	(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)
電話番号	(法人にあっては、担当部署名等も記入)
水道メーター番号	
契約要件の確認	契約要件のすべてを満たしています。 ☐ はい ☐ いいえ
備考	

契約要件

- 当該水道を 3 年以上継続して使用していること。
- 申込みの日の属する年度の前年から前 3 年度間において、当該水道に係る使用水量が通年で 1 か月あたり 1,000 立方メートル以上（2 か月あたり 2,000 立方メートル以上）ある年が 1 以上あること。
- 当該水道の用途が、工場用、営業用であること。
- 料金及び下水道に係る使用料を滞納していないこと。

個別需給給水契約に関するお問い合わせ先は

上里町上下水道課 業務係

〒369-0392

埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518

TEL：0495-33-4161 FAX：0495-33-4198